



冬ぼたん

Power Alliance Tax Accountant Office  
**パワーアライアンス税理士法人**  
*News*

編集 発行人

パワーアライアンス税理士法人  
 税理士 若杉 治

〒151-0073  
 東京都渋谷区笹塚3-37-1  
 第1花井ビル2F  
 TEL 03 (5365) 4744(代)  
 FAX 03 (5365) 4745  
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

- 国 税 / 給与所得者の年末調整  
 今年最後の給与を支払う時
- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書  
 及び保険料控除申告書の提出  
 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月10日
- 国 税 / 10月決算法人の確定申告  
 (法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日
- 国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告  
 (年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

- 地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付  
 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払  
 届 支払後5日以内



**退職所得の個人住民税の10%税額控除の廃止** 個人住民税は、前年の所得に対し翌年に課税されますが、退職所得に関しては、他の所得と分離して退職所得の発生した年に課税されています。この特殊性のため、退職所得の個人住民税から10%税額控除する措置がとられていましたが、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等からこの措置が廃止されます。

平成  
24  
年分

# 年末調整のポイント

生命保険料控除

一般生命保険料控除

個人年金保険料控除

介護医療保険料控除

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

## 1 平成二十四年の留意点

### 生命保険料控除の見直し

- ① 平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等のうち、介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除が創設されています。
- ② 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額の計算は、それぞれ表1によります。適

用限度額はそれぞれ四万円と、合計一二十万円が最高限度額となります。

- ③ 新しい生命保険料控除制度は、平成二十四年一月一日以後に締結した生命保険契約等について適用され、同日前に締結した生命保険契約等については、従前の制度が適用されます。この場合、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は一二十万円となります。



表1  
2 年末調整の対象者

年間の支払い保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

2 のとおりです。年末調整の主な対象者は、表  
なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらった必要があります。

表2 年末調整対象者の選別（主な例）

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 ①死亡により退職した人 ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 2カ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表3 所得控除額一覧表

<p><b>【社会保険料控除額】</b> 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額</p>														
<p><b>【小規模企業共済等掛金控除額】</b> (独) 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金 (旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額</p>														
<p><b>【地震保険料控除額】</b></p> $\left( \begin{array}{l} \text{地震保険料の額 (最高 50,000 円)} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{② 10,000 円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000 \text{ 円} \\ \text{(最高 15,000 円)} \end{array} \right)$ <p>※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額 (最高 50,000 円)</p>														
障害者控除額	<p>障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円 (同居特別障害者の場合 750,000 円)</p>													
寡婦 (寡夫) 控除額	270,000 円 (特別の寡婦は、350,000 円)													
勤労学生控除額	270,000 円													
配偶者控除額	<table border="1"> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>480,000 円</td> </tr> </table>	一般の控除対象配偶者	380,000 円	老人控除対象配偶者	480,000 円	<p>※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童 (いわゆる里子) 及び養護老人のうち、所得金額の合計額 (繰越損失控除前) が 38 万円以下の者 (青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。</p>								
	一般の控除対象配偶者	380,000 円												
老人控除対象配偶者	480,000 円													
配偶者特別控除額	<table border="1"> <tr> <td>配偶者の年間所得金額が 38 万円超 76 万円未満</td> <td>30,000 円～380,000 円</td> </tr> </table>	配偶者の年間所得金額が 38 万円超 76 万円未満	30,000 円～380,000 円	<p>※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 2 年 1 月 2 日から平成 6 年 1 月 1 日までの間に生まれた者 (年齢 19 歳以上 23 歳未満の者)。</p>										
配偶者の年間所得金額が 38 万円超 76 万円未満	30,000 円～380,000 円													
扶養控除額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一般の控除対象扶養親族</td> <td>16 歳以上 19 歳未満</td> <td rowspan="2">380,000 円</td> </tr> <tr> <td>23 歳以上 70 歳未満</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19 歳以上 23 歳未満</td> <td>630,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外</td> <td>480,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>580,000 円</td> </tr> </table>	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円	23 歳以上 70 歳未満	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円	同居老親等	580,000 円	<p>※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 18 年 1 月 1 日以前生まれ (年齢 70 歳以上) の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。</p> <p>※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。</p>
	一般の控除対象扶養親族		16 歳以上 19 歳未満		380,000 円									
		23 歳以上 70 歳未満												
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円											
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円												
	同居老親等	580,000 円												
基礎控除額	380,000 円	<p>※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。</p>												

## 役員退職手当等に係る退職所得課税の見直し

平成24年度の税制改正で、役員退職手当等に係る退職所得課税の見直しが行われました。特定の役員に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算が改正され、平成25年1月1日から施行されます。

### (1) 改正前(平成24年以前の各年分)

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていました。

### (2) 改正後(平成25年以後の各年分)

役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの(特定役員退職手当等)の退職所得の金額は、特定役員退職

手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされ、2分の1とする措置は廃止されました。

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。退職手当等については、その退職手当等の収入すべきことが確定した日の属する年分の所得となるため、その「収入すべきことが確定した日」が平成25年1月1日以後であれば、改正後の法令が適用されます。

この「収入すべきことが確定した日」は、原則として、退職手当等の支給の基因となった退職の日となりますが、役員に支給される退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日となります。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日となります。

## ホームページの制作費用

インターネット上に広告宣伝用のホームページを開設し、その制作のために業者に委託した費用は、原則として、その支出時の損金として取り扱います。通常、ホームページは企業や製品のPRのために制作されるものであり、その内容は頻繁に更新されるため、開設の際の制作費用の支出の効果が1年以上には及ばないと考えられるためです。

ただし、ホームページの内容が更新されないまま使用期間が1年を超える場合には、その制作費用はその使用期間に応じて償却します。

また、制作費用の中にプログラムの作成費用(ソフトウェアの開発費用)が含まれるようなホームページについては、その制作費用のうちプログラムの作成費用に相当する金額は無形減価償却資産(ソフトウェア)として耐用年数「5年」を適用して償却することとなります。

## 白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度

青色申告者については、一定の要件を備えた帳簿書類を備え付け、記録し、保存するよう定められています。白色申告者のうち一定の人に対しても、記帳・帳簿等の保存制度が設けられています。

この対象者が拡大され、これまで個人白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が三〇〇万円を超える者に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成二十六年一月からこれらの所得を生ずべき業務を行う全ての者(所得税の申告の必要がない者を含む)について義務付けられました。

なお、記帳に当たっては、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。